

JUSTEC 2010

フォーラムの補足資料

2010年9月

阿久澤 栄先生（玉川大学教職大学院）への質問と回答

<質問1> 教員免許と「特別支援教育」

- (1) 教員免許には「特別支援教育」のみの免許はあるのか。
- (2) 教員免許取得のための必修科目に「特別支援教育」を含めるという動きはあるのか。
- (3) 玉川大学では教員養成プログラムとして軽度発達障害児について学ぶ機会が準備されているのか。
- (4) 玉川大学教職大学院では軽度発達障害児について学ぶ機会が準備されているのか。

<回答>

(1) について

現在の日本では「特別支援教育」のみの教員免許状はありません。小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許を基礎免許として所持していることが条件となります。

(2) について

残念ながらその動きはありません。

(3) について

玉川大学では必修科目ではありませんが「特別支援教育」が用意されており、毎年教育学部の学生を中心に100名を超す学生が受講し、発達障害児の理解やその教育について学んでいます。

(4) について

玉川大学教職大学院では、特別支援教育について我が国の学校教育の今日的課題ととらえ、必修科目として「教育相談と特別支援教育の実践と課題」が、また選択科目として「特別支援教育の現状と課題」「特別支援教育への対応と方法」「特別支援教育と医療」が用意されており、選択科目も含めほとんどの大学院生が受講しています。

<質問 2> (軽度の) 発達障害児の保護者との連携

- (1) 学校での指導に加え、家庭への働き掛け（理解・協力など）が必要だと思うが、協力関係をつくるポイントは何か。
- (2) 軽度発達障害児の保護者にもその傾向を感じてしまうことがあるが、こうした保護者への対応のポイントは何か。

<回答>

(1) について

この子どもたちへの指導は、学校と家庭が同じ行動をとりながら接するということが基本になり、そのために保護者との連携は不可欠となります。保護者との連携の作り方は、教員の側が「上から目線」になることなく、また、「迷惑」だとして「排除」しようとしたりする姿勢ではなく、教室で起こっていることを事実として伝えることから始めます。本人のためにいろいろ試しているのだが、この方法でいったらうまくいったからおうちでもどう、というように、仲間として情報の共有だけでなく指導の共有までする態度を明確に示してください。一番うまくいかないのは、学校に呼ばれたというだけで緊張している保護者の心を読めず、そこに寄り添うといった姿が見えないからだと思います。

(2) について

ADHDを中心に軽度の発達障害については「遺伝性」も疑われています。そうした意味では保護者の中には対象児と同様な傾向を有している方がいるのも事実です。こうした方々は、落ち着きがなかったり、強いこだわりがあったりと、話し合うのが難しい点がありますが、上の①と同じような姿勢で臨むとともに、紙に図示しながら整理しながら話すといった工夫が必要となります。なお、そのような傾向をもっているとはいえ、子どもを産み育て、社会の中で生活している方であるという意識をもって対してください。

<質問 3> 発達障害なのかどうなのか

- (1) 発達障害のある子どもと、母子関係の悪さなどから「問題」行動をとる子どもの見分けはどうするのか。
- (2) 母子関係の悪さではなく、来日早々で日本語のわからない子どもたちが、発達障害児と同様な行動をとるのではないかと思うことがあるがどうだろうか。
- (3) 母子関係の悪さの一部ではあるが、幼児期に過干渉の親がいる。どのような手立てが必要か。

<回答>

(1) について

現在、幼稚園・保育所で指導が難しいとされている子どもたちの多くが軽度の発達障害児といわれ、文部科学省からは特別支援教育の対象児として高機能自閉症、アスペルガー障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があげられています。フォーラムでもお話したようにこれらの障害は独立した障害でありながら、教育現場からみると、その障害特性には極めて多くの共通点があります。そこで、自閉症の診断基準である①社会性の障害（人間関係）、②コミュニケーションの障害、③想像性の障害（こだわり行動）にまず、あてはめ判断しています。その上で、愛情不足が疑われるような状況（例えば、教室からは飛び出すが、教室の前の廊下でウロウロし、教員から注意してほしいといった行動が見られるときなど）がないかどうかも見ています。さらに、幼児ならぎゅっと抱きしめたり、小学生以上なら握手をするなどスキンシップをとっても嫌がらなければ母子関係の悪さの方を疑うことになります。いずれにしても、軽度の発達障害児の障害特性を最低限知っていることが判断の前提となります。

(2) について

そうした子どもたちにあっていないので正確なところはわかりません。しかし、自分の意思が伝わりにくい、伝わらないもどかしさやイライラから様々な「問題」行動が表れるであろうことは十分に予想されることではあります。その子が何を考え、何を伝えようとしているのかを早め早めに汲み取り、「これでいいね」と確かめながら対応してあげることが大切だろうと考えています。

(3) について

保護者、特に母親の中には育児自体に迷い、その子自身のことは見ずに、自分だけの思いや、他の同年齢の子どもたちとの比較で、その子どもには無理なことまで、様々な行動を要求したりする方々があります。また、子どもより先に先に御膳立てをしてしまい、子どもはその上に乗っているだけで、判断のできない子どもになっており、幼稚園など初めての集団行動の中で大混乱してしまう子どもがいます。こうした保護者には、粘り強く話す以外はありませぬ。ただ「もう少し待ってあげましょう」などと言っても通じませぬ。こうすればうまくいくということを、幼稚園や保育所での指導の中から具体例をあげて説明してみてください。また、過干渉かなと思われる母親の中には、父親や祖父母からの要求が強すぎ、やむを得ず過干渉になってしまっている方も多いという傾向もあります。母親自身も自らの行動に疑問を抱きながら困っているということも多いのです。そんな母親の気持ちを理解し、なんでも話せる人になるといった関係作りも必要です。

<質問 4> (軽度の) 発達障害児への対応

- (1) 「禁止や制止よりも、やってほしいことをいう」とあったが、具体的に、どのような場面でのような声かけが必要か。
- (2) 教室の中に軽度の発達障害児がいた場合、どういった指導が必要か。

<回答>

(1) (2) について

対象となる子どもの状態を把握しないままに、具体的な方法を示すことはできません。まず、その子ども自身の障害特性や性格などを把握し、その子どもにあった方法を模索してください。こうした子どもの障害特性等が比較的理解しやすい図書を紹介しておきます。

- ①杉山登志郎「発達障害の子どもたち」(講談社現代新書)、
 - ②内山登紀夫ほか「高機能自閉症アスペルガー症候群入門」(中央法規)、
 - ③阿久澤栄「特別支援教育は特別なのか?」(玉川大学出版部)
- ③の拙著は、専門用語を使わず障害特性の説明と具体例の行動の意味とその対応を述べてあります。

<質問 4> 教室の中の他の児童

- (1) 軽度の発達障害児と生活する他の児童にどのような指導をするべきか。

<回答>

(1) について

軽度の発達障害児を通常の学級の中で教育指導していく上で、同じ教室の中にいる他の児童への働きかけは、年齢によって異なりますが、最も難しいことのひとつです。

本児に障害告知がしていなかったり、また障害告知がしてあっても保護者の了解を得ないままに、他の児童に、その子どもが軽度ながらも障害のあることを告げるわけにはいきません。

私が行ってきたことだけ申し上げておきましょう。1年生の教室でしたが、私は、他児に対して特にその子どものことについては話しませんでした。その代り、その子に対するときは、他の子どもたちに見えるように、ややオーバーな対応をしました。叱らねばならないときは皆と同じに、そしてできるだけ褒めるということを意識的に行いました。「問題」行動をできるだけ出させないということと、「問題」が出てしまってもそのことによって仲間はずれにはさせない、ということを私自身が強く意識していました。

教室の中には、発達障害児以外にも色々な行動をとる子どもがいます。そうした子どもたちの一部だと、あえて気楽に考え対応していました。